

重 点 目 標

1. 法人の運営
 - 1) 新事務局機構に伴う組織・事業推進の研究・実践
 - 2) 介護保険収支差益等自主財源の造成

2. 地域福祉の推進
 - 1) 「発見」「見守り」「つなぎ」のネットワークづくり
 - 2) 総合相談センターの運営と相談システムの拡充
 - 3) 重度心身障がい児（世帯）への個別支援活動
 - 4) 地域座談会の開催等地域ニーズの発見と新規事業の開発
 - 5) ボランティアセンター機能の強化
 - 6) 邑南町地域福祉活動計画の策定

3. 介護保険・支援費事業所の経営
 - 1) 居宅介護支援事業所
 - 2) 訪問介護事業所
 - 3) 通所介護事業
 - 4) 訪問入浴介護事業所
 - 5) 福祉用具貸与事業
 - 6) 訪問看護事業所

4. 地域支援事業の推進
 - 1) 通所型介護予防事業（予防デイサービス）
 - 2) 訪問型介護予防事業（訪問給食サービス）
 - 3) 複合プログラム教室事業

市町村社会福祉協議会の活動原則

- | | |
|--------------|---|
| 【住民ニーズ基本の原則】 | 広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動をすすめる。 |
| 【住民活動主体の原則】 | 住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動をすすめる。 |
| 【民間性の原則】 | 民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対して、開拓性、即応性、柔軟性を発揮した活動をすすめる。 |
| 【公私協働の原則】 | 公私の社会福祉および保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動をすすめる。 |
| 【専門性の原則】 | 地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動をすすめる。 |